

# 令和6年度からの技術検定制度の改正について

## 目次

1. 受検資格について
2. 第一次検定・第二次検定における同年度での受検の取り止めについて
3. 1級第二次検定（筆記）試験の出題様式変更について

建設業法の改正に伴う令和6年度からの技術検定制度の改正があり、建設機械施工管理技術検定では次の3点が変わります。

1. 受検資格は、第一次検定では年令を資格要件に、第二次検定では第一次検定合格後の実務経験を資格要件とするものになります。
2. 受検申込みにおいて、第一次検定との同年度での第二次検定の受検申込み“第一次検定・第二次検定”の受付を取り止めます。
3. 1級第二次検定（筆記）試験において、出題様式が変わります。

## 1. 受検資格について

- ①第一次検定は、実務経験を必要とせず、受検年度末の年令が1級は19才以上、2級は17才以上であれば、どなたでも受検できます。
- ②第二次検定は、学歴に関わらず第一次検定合格後の実務経験が資格要件となります。  
なお、令和10年度までは、経過措置により令和5年度までの旧受検資格でも受検することができます。詳細は、2月から販売の受検の手引をご覧ください。

## 2. 第一次検定・第二次検定における同年度での受検の取り止めについて

今回の制度改正など以下の理由から、第一次検定との同年度での第二次検定の受検申込み“第一次検定・第二次検定”の受付を取り止めます。

- ①第二次検定の受検資格要件が第一次検定合格後の実務経験となり、第一次検定合格者が同年度内で第二次検定を受検できなくなったこと。
- ②従前の第一次検定合格後に第二次検定の受検手数料を払い込む方法では、第一次検定の不合格者から第二次検定（筆記）試験に係る経費を払い込みいただけないこと。
- ③実技試験がある受検手数料の高額な当該種目では、他の種目のように第一次検定と第二次検定の受検手数料を申込み時に払い込みいただくことが難しいこと。
- ④日程上、第一次検定の合格者決定後に実技試験日程を調整するため、日程通知から試験日までの期間が短く、受検者がスケジュール調整に苦労されていること。

## 3. 1級第二次検定（筆記）試験の出題様式変更について

令和5年度11月9日の国土交通省からの報道発表にある試験見直しの指示を受け、1級第二次検定（筆記）試験の出題様式を下記のとおり変更します。なお、1級第一次検定、2級第一次検定および第二次検定（筆記）については、出題分野、出題数、出題形式などはこれまでと変わりありません。

### <1級第二次検定（筆記）試験の出題様式>

1級第二次検定（筆記）は、これまでの出題科目である「施工管理法」、「建設機械施工」、「建設機械組み合わせ施工法」に変わりはありませんが、出題形式等が次の①～②のように変わります。

- ①「施工管理法」と「建設機械施工法」については、[No. 1]～[No. 3]までの設問分野の中から1つを選択解答していた形式から、いずれかの設問分野から1つを出題する必須解答問題に変わります。
- ②「建設機械組み合わせ施工法」は、受検者の経験工事について記述解答する設問が、提示する条件等に基づき解答する設問に変わります。

### 制度改正に伴う1級第二次検定（筆記）試験問題見直しイメージ

